

浜松市消防局訓令甲第 1 号

浜松市消防職員服務規程の一部を改正する訓令甲を次のように定める。

令和 8 年 3 月 3 1 日

浜松市消防長 那須田 育生

浜松市消防職員服務規程の一部を改正する訓令甲

浜松市消防職員服務規程（昭和 3 6 年浜松市消防本部訓令甲第 9 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（航空隊員の勤務）</p> <p>第 2 4 条の 3 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 前各項の規定にかかわらず警防課長が特に必要があると認めるときは、消防長の承認を得て、これを変更することができる。</p> <p>（本部救急隊員の勤務）</p> <p>第 2 4 条の 4 本部救急隊員（消防法施行令（昭和 3 6 年政令第 3 7 号）第 4 4 条第 5 項各号に掲げる者の中から警防課長が命じるものをいう。以下同じ。）の勤務時間は、<u>午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分までとし、勤務時間中 1 時間の休憩時間を与える。ただし、非常災害その他の公務のため臨時の必要がある場合は、この限りでない。</u></p>	<p>（航空隊員の勤務）</p> <p>第 2 4 条の 3 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 前 3 項の規定にかかわらず警防課長が特に必要があると認めるときは、消防長の承認を得て、これを変更することができる。</p> <p>（本部救急隊員の勤務）</p> <p>第 2 4 条の 4 本部救急隊員（消防法施行令（昭和 3 6 年政令第 3 7 号）第 4 4 条第 5 項各号に掲げる者の中から警防課長が命じるものをいう。以下同じ。）<u>のうち警防課長が指定するものの週休日の割振りは警防課長が別に定める。</u></p> <p><u>2 本部救急隊員の勤務時間は、午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分までとし、勤務時間中 1 時間の休憩時間を与える。ただし、非常災害その他の公務のため臨時の必要がある場合は、この限りでない。</u></p>

2 (略)

3 前2項の規定にかかわらず警防課長が特に必要があると認めるときは、消防長の承認を得て、これを変更することができる。

(様式)

第25条 (略)

3 (略)

4 前3項の規定にかかわらず警防課長が特に必要があると認めるときは、消防長の承認を得て、これを変更することができる。

(機動火災調査員の勤務)

第24条の5 機動火災調査員(浜松市火災調査規程(平成3年浜松市消防本部訓令甲第8号)第4条第1項第2号に掲げる機動火災調査員をいう。以下同じ。)のうち中消防署長が指定するものの週休日の割振りは中消防署長が別に定める。

2 機動火災調査員の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までとし、勤務時間中1時間の休憩時間を与える。ただし、非常災害その他の公務のため臨時の必要がある場合は、この限りでない。

3 前2項の規定にかかわらず中消防署長が特に必要があると認めるときは、消防長の承認を得て、これを変更することができる。

(様式)

第25条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この訓令甲は、令和8年4月1日から施行する。

(あらし)

この訓令甲は、機動火災調査員の勤務について定めるほか、所要の整備を行うものです。